

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第28号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の200」を「100分の210」に、「100分の144」を「100分の149」に、「100分の240」を「100分の250」に改め、同項第2号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の129.5」を「100分の134.5」に、「100分の144」を「100分の149」に改め、同項第3号中「100分の97」を「100分の102」に、「100分の117」を「100分の122」に改め、同項第4号中「100分の88.5」を「100分の93.5」に、「100分の107.5」を「100分の112.5」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の52」に、「100分の59.5」を「100分の62」に改め、同項第2号中「100分の46」を「100分の48.5」に、「100分の56」を「100分の58.5」に改め、同項第3号中「100分の44」を「100分の46.5」に、「100分の54」を「100分の56.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。